

シリーズ

裁判記録



アーカイブズ



最 高裁判所規則である「事件記録等保存規程」は、9条2項で「記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。」と定めています（2項特別保存）。2項特別保存されるべき裁判記録は、「国民共有の知的資源」（公文書管理法1条）です。このコーナーでは、貴重な裁判記録がこれ以上失われてしまうことのないよう、裁判記録の保存に関するこれまでの経緯や今後の課題などについて紹介します。（編集部）

シリーズ②

裁判記録の保存と公開 – ささやかな経験

当会会員

塚原 英治 (30期) Tsukahara Eiji

私は2017年から、ジャーナリスト、研究者とともに「司法情報公開研究会」（共同代表江川紹子、塚原、福島至（以下「私たち」ということがある））を立ち上げて、研究活動を行うとともに、裁判所・法務省に請願・要請を行ってきた。その成果を元に、「裁判の公開、裁判記録の保存と利用（1）（2）」青山法務研究論集16号23頁（2018年）、17号83頁（2019年）及び「史料・資料としての裁判記録」、石塚伸一（編著）『刑事司法記録の保存と閲覧—記録公開の歴史的・学術的・社会的意義』（日本評論社、2023年）という論文を書いてきた。このため、2022年10月の神戸連続児童殺傷事件の記録廃棄

の報道以来、多くの取材を受け、記者の疑問に答えてきた。その流れは三宅弘さんが前号で書かれているし、紙数の制約もあるので、詳しい話は前記の論文に譲り（（1）（2）はネットで簡単にダウンロードできる）、基本的なところと三宅さんが触れていない点を少し書くことにする。

1 記録保存の原則 – 民事・行政事件（少年事件含む）

日本の裁判所は、記録は保管期限が過ぎたら捨てるのが基本である。

(1) 保管の機関と保存年限

民事事件の記録は、裁判所書記官が保管すべきものであり（裁判所法60条2項）、事件の係属中は受訴裁判所の書記官が保管する。確定後は一審裁判所で保存するが、保存期間については、最高裁判所規則（事件記録等保存規程）で定められている。判決原本は判決確定から50年、訴訟事件の記録は判決確定から5年で廃棄される（4条1項、別表第一3、8条1項）。ただし、「史料又は参考資料となるべきものは」特別保存として保存期間満了後も「保存しなければならない」ことになっている（9条2項）。特別保存すべき記録選定の指針を定めた最高裁通達の文言にもかかわらず、従来この指定がほとんどなされていなかったために多くの貴重な訴訟記録が廃棄されてきた。判決や和解調書を除く記録の保管期間は1999年までは10年、2000年からは5年であるが、東京地裁の戦後の民事行政事件で、2019年2月時点で、この期間を超えて「特別保存」されていたのはわずか5件しかなかった（他に明治時代の記録が3件、戦時中の記録が3件保存されていたが、いずれも無名事件）。うち1件は私たちが前年に最高裁等に請願したものであった。これが判明したときは本当に驚いた。重要事件の記録が廃棄されてきたいきさつについては、最高裁が2023年5月25日に公表した「事件記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書」が詳しい。最高裁のホームページからダウンロードできるので、一読を勧める。

実は、最高裁は1992年に、明治以来永久保存として大事に保存されてきた民事判決原本を、保管場所がないことを理由として50年保存に改正し、これを経過したもの、すなわち戦前の判決は全て廃棄しようとした。これに驚いた全国の国立大学法学部の先生たちが努力されて廃棄を阻止して保存し、後に国立公文書館に移管されることになった。しかし、最高裁の、記録は場所ふさぎなので原則捨てるのだという姿勢には変化がなかった。スペースがなくなれば確保すればよいのだが、最高裁は、記録保存のために必要だと予算を取ろうとは、してこなかったのである。

(2) 国立公文書館への移管

50年の保存期間を過ぎた判決原本や特別保存指定された訴訟記録で事件書類（判決・決定等）

の保存期間を経過したものは、内閣と最高裁の申し合わせにより、「歴史公文書」として国立公文書館に移管されている（事件記録等保存規程10条）。特別保存されていた記録自体が少ないため、移管されたものはほとんどが判決原本である。事件簿等の事件関係帳簿も保存されていたものは移管されている。

2 記録保存の原則－刑事事件

刑事記録も保管期限が過ぎたら捨てるのが基本であることに変わりはない。

(1) 保管の機関と保存年限

刑事事件の記録も、裁判所書記官が保管すべきものであるから、事件の係属中は受訴裁判所の書記官が保管する。しかし、確定後は裁判所ではなく検察庁で保管される（刑事確定訴訟記録法2条1項）。

刑事確定訴訟記録法により、刑事裁判の記録は判決確定後、死刑無期の事件で50年、有期の懲役だと3年から30年を過ぎると廃棄される。従来永久保存だった判決も保存期間を定めているので、保存期間経過後は捨てられている。無罪事件の判決などは15年で廃棄されている。

ただし、「刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料」となりうる刑事記録については、法務大臣が「刑事参考記録」に指定し、保管期間を過ぎても、引き続き将来にわたって保存を続けることになっている（同法9条）。しかし、この「刑事参考記録」については、基準も定められておらず、どんな記録が保管されているかのリストも公開されていなかった。私たちが法務大臣に請願して2019年12月にやっとリストが公開されたが、明治以来何百万件ある刑事事件のうち、約800件に過ぎない。法令を憲法違反だとした最初の事例である尊属殺事件の記録も廃棄されていた。

検察庁は、公にはしていないが、内規により、「特別処分」として、これ以外の記録（判決が主と推測される）を保存している。私たちは、「特別処分」記録についても実態を明らかにするよう2022年に請願している。

(2) 国立公文書館への移管の仕組

2014（平成26）年6月25日付で「歴史公文書等の適切な保存のための必要な措置について」が内閣総理大臣と法務大臣により申し合わされ、法務大臣がその適切な保存のために必要な措置を講ずる「歴史公文書等」を、「法務省が保有する刑事事件に係る判決書等の訴訟に関する書類のうち、歴史資料として重要な公文書その他の文書」とし、これについては、法務大臣から内閣総理大臣に対し移管するとしている。しかしながら、同日付の内閣府大臣官房長と法務局刑事局長の申合せ「歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成26年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ）の実施について」（平成元年7月3日一部改正）において、移管する歴史公文書等を、「刑事確定訴訟記録法第2条第2項に規定する保管期間又は記録事務規程第25条に規定する保存期間が満了した訴訟に関する書類のうち、いわゆる軍法会議に係るもの又は治罪法に基づき裁判が行われたものとして、記録事務規程第11条に規定する相当の処分により検察庁から法務大臣に移管されたもの」とするにとどまっている。この結果、歴史公文書等の性格を有する刑事裁判の確定記録について、国立公文書館に移管する明確な道筋は未だつけられていないのが現状である。

刑事裁判書類については、①1999年に法務省から、兵庫県豊岡の支部などにあった1881（明治14）年から1919（大正8）年までの事件簿冊など176件が移管された（全て非公開）。続いて、②2005年に各地の地検から、1794（寛政6）年

から1881（明治14）年まで、すなわち旧刑法や治罪法施行前（いずれも明治13年制定、15年1月1日施行）の裁判記録2862件が移管された。また、③軍法会議関係文書1242冊が、2015年から順次移管された。筆者も2.26事件の眞崎甚三郎関係の訴訟記録を閲覧することができた（写真）。司法記録として扱われているのは、軍法会議関係文書のほかには、2019年度に法務省が刑事参考記録のうち1件だけ移管した明治20年（1887年）確定の「謀殺」事件があるだけである。これは事件記録全体があり、公開されている。

3 記録保存の課題

(1) 記録はなぜ捨てられるのか

記録を捨てるのは予算がなく保管するスペースがないからである。それを変えないのは、裁判所は、「記録の保存は一般国民に関係なく、重要事項ではない」と考えているからであり、検察庁は自分たちに必要な記録は残し、自分たちに不要なものは捨てればよいと考えているからである。裁判記録を保存していても、それを利用する人がほとんどいないため、廃棄しても誰も困らないと考えているのだと思われる。

日本の法律学では事件記録まで含めて調査分析をする人がほとんどいないし、ジャーナリストも訴訟記録を閲覧して調査報道をする人がほとんどいないのが現状である。ごく一部の歴史家が着目していたに過ぎない（この詳細は、「史料・資料としての裁判記録」を参照）。ただし、法律や裁判所・法務省の運用で「閲覧までのハードルが高い」「そもそも閲覧できない」など条件の厳しさが、利用者が増えない理由の一つである。

法では「法務大臣は、学術研究のため必要があると認める場合、刑事参考記録を閲覧させることができる」と定められているが、実際にはほとんど認められていない。アメリカの国立公文書館で公開されている資料を駆使して『秘密解除 ロッキード事件』（岩波書店、2016年）を書き司馬遼太郎賞を受賞した奥山俊宏記者（現上智大学教授）が閲覧請求しても不許可にされている。

記録はまず保存することが大前提である。その



二・二六事件の訴訟記録

ためにスペースを確保するなどの予算措置が必要である。そのうえで、活用可能にする必要がある。

裁判記録は各国とも公文書の中核をなしている。2009年に制定された公文書管理法第1条が、公文書が、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」を確認していることを忘れるべきではない。

(2) 保存の要望を－記録保存の意義

オウム事件の裁判記録は、2018年8月に「刑事参考記録」として永久保存されることが発表されたが、これも当然にそうなったわけではない。前記した保管期間の規定のため、比較的軽微な事件だとされた薬物密造事件などでは、事件記録は廃棄され、全体像が分からなくなる危険があった。2018年1月にオウムの裁判がいったん終わった後の同年4月に、私たちが当時の上川陽子法務大臣に「刑事参考記録」指定するよう請願書を提出し、それに応える形で指定されたのである。

オウムの後継団体「アレフ」は、「地下鉄サリン事件などは教団以外のものによる陰謀」などとするピラを配るなど、歴史を歪めて信者に伝える動きをすでにしている。また、インターネットでも「CIAのでっち上げた事件ではないか」などの陰謀論が出ている。関東大震災のときと同様、時が経てば経つほど、このような虚偽の言説が回り、事件を知らない世代がそれを受け入れてしまう可能性も高まる。このようなときに、事実を正すためには、最も信頼性の高い裁判記録が保存され、必要な場合にそれが利用できる状況にしておくことが必要である。現在でもオウム研究の第一人者である江川紹子さんの閲覧請求を「刑事参考記録」になる前の保管期間中であるにもかかわらず、東京地検は認めていない。閲覧できないのでは保存の価値が半減する。法務省や検察庁が姿勢を改めることを願っている。

(3) 最高裁報告書を受けて

最高裁が2023年5月に公表した改善策は、姿勢の転換と技術的な改善を主としており、根本的な問題である保管場所の不足問題やアーキビストの採用といった予算や人事にかかわることを避けている。焼け太りの批判を避ける意味もあろうが、報告書が記載するとおり記録の保存には多大のコ

ストを要し、「これを裁判所が行うことはもとより、国立公文書館等の他機関が行うとしても、その人的物的資源に生じるコストは国民の負担に帰することとなるものである」[40頁]。そのことの理解を求めると同時に、今回記録を保存せよという声が国民から出たことを契機に、もう少しスペース等を確保することや必要な要員確保のために予算が必要だと訴えてもよかったと考えられる。

スペース問題が解決しない限り、認定基準を変えても遵守できないのであり（報告書別紙に付された調査結果はそのことをよく示している）、この点の抜本的な解決が必要である。国立公文書館への移管を拡大するとしても国立公文書館の予算を大幅に増やして対応しない限り問題は解決しない。最高裁が言いにくいとすれば、我々やマスコミがそのことをもっと大きな声で発信する必要がある。

4 弁護士会にできること

最高裁の報告書では、意見聴取等で寄せられた意見に対する応答（第5 2 (7) エ [45頁]）の中で、廃棄された記録の復元にかかわる措置について、裁判所として確認ができないことから記録の復元は困難であるとしつつ、（国立公文書館において「歴史公文書」に該当する民間記録を保存する道も開かれている [2011年4月1日内閣総理大臣決定「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」第4条] ことにより、）裁判所の記録としてではなく民間保存記録として別途保存することを国立公文書館と協議しつつ検討する方向が記載されている。これは記録の保管に悩む法律事務所等にとって朗報であり、我々としてもこのことを周知する必要がある。すなわち、法律事務所に残されている重要事件の記録を国立公文書館に寄贈することができるのだから、その先例をまず作ろうではないか。

追記 最高裁は、2023年11月22日に、「事件記録等の特別保存に関する規則」を新たに制定した。従来の「規程」ではなく、官報にも掲載する「規則」として格上げした。2024年1月30日より施行されている。この経緯を見守りたい。 